

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	障害者総合支援関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、障害者総合支援関係事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

公表日

令和7年2月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者総合支援関係事務
②事務の概要	障害者総合支援法及び児童福祉法等の規定に則り、障害福祉サービス及び障害児通所給付に関する受給者の申請管理、支給決定処理、通知書発行、支払管理、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①受給者の申請管理に関する情報照会 ②受給者の支給決定事務に関する情報照会 ③受給者の各種給付等に係る所得区分の判定に必要な所得等の要件照会情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	障害者総合支援システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト(国保連合会が障害者総合支援審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会等の間で、データの送受信を行うシステム)

2. 特定個人情報ファイル名

障害者総合支援受給者ファイル
宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一 第8項、第12項、第34項、第84項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第8条、第12条、第25条、第60条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の10、11、12、20、53、108、109、110の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第9条、第10条、第10条の2、第14条、第27条、第55条、第55条の2、第55条の3 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116項並びに内閣府・総務省令第七号 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部障がい福祉課障がい福祉係
②所属長の役職名	障がい福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部障がい福祉課障がい福祉係 0289-63-2176
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月21日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月21日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手は、障害者自立支援システムにより行うこととしており、また、対象者からマイナンバーの提示を受けて確認を行っている。そのため、不要な情報の入手が行われることはない。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	特定個人情報を取り扱う職員は、国の法令、ガイドラインに基づいたeラーニングを受講している。また、実務においては特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底するなどしており特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	障害者総合支援法等の規定に則り、受給者の申請管理、支給決定処理、通知書発行、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①受給者の申請管理に関する情報照会 ②受給者の支給決定事務に関する情報照会 ③受給者の各種給付等に係る所得区分の判定に必要な所得等の要件照会	〈制度内容〉 障害者総合支援法等の規定に則り、受給者の申請管理、支給決定処理、通知書発行、支払管理、統計処理等を行う。 〈事務内容〉 1 自立支援給付業務 1-1 介護給付・訓練等給付業務 1-2 計画相談支援業務 1-3 地域相談支援業務 1-4 自立支援医療業務 1-5 補装具業務 2 障害児通所支援業務 3 障害者総合支援給付支払等業務 3-1 サービス事業所等から、請求書、請求明細書等の請求情報等を受領し、事業所、市町村、サービス種類、受給者資格等に関するチェックを行う。 3-2 サービス供給量が受給者の決定支給量を超えていないこと、利用者負担上限月額が正しく管理されていることの確認等を行う。 3-3 請求明細書とサービス提供実績記録票との突合等による妥当性等の確認を行う。 3-4 これらの確認結果により、当該請求書を「支払」、「返戻」のいずれかに決定を行う。 3-5 事業所等への給付費等の支払を行う。 3-6 高額障害福祉サービス等給付費等の事務に個人番号を利用し、当市の障害福祉サービス・障害児（通所・入所）支援・補装具など複数サービスや障害福祉サービスと介護保険サービスの給付情報に関する名寄せを、より正確に行う。 ※当市では、「3 障害者総合支援給付支払等業務」について、国民健康保険団体連合会（国保連合会）に委託をして事務を実施しており、国	事後	
平成29年3月31日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障害者総合支援システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	障害者総合支援システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 伝送通信ソフト	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第8項及び第84項	番号法第9条第1項、第1項、別表第一第8項及び第84項、別表第一主務省令第60条	事後	
平成29年3月31日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の9,10,11,108の項	番号法第19条7号、別表第二の8、9、10、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、109、110、116の項、別表第二主務省令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第55条の2	事後	
平成29年3月31日	II-1 対象人数	1,000人未満(任意実施)(平成26年4月1日時点)	1,000人以上1万人未満(平成29年1月1日時点)	事後	
平成29年3月31日	II-2 取扱者数	平成26年4月1日時点	平成29年1月1日時点	事後	
平成29年3月31日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられない	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
平成29年7月28日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、第1項、別表第一第8項及び第84項、別表第一主務省令第60条	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、第1項、別表第一第8項及び第84項、別表第一主務省令第60条	事後	
平成29年7月28日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の8、9、10、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、109、110、116の項、別表第二主務省令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第55条の2	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条7号、別表第二の8、9、10、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、109、110、116の項、別表第二主務省令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第55条の2	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長	障がい福祉課長 小林和弘	障がい福祉課長 田野井秀雄	事後	
平成29年7月28日	II しきい値判断項目 1.対象 人数 いつの時点の計数か	平成26年4月1日	平成29年6月20日	事後	
平成29年7月28日	II しきい値判断項目 2.取扱 者数 いつの時点の計数か	平成26年4月1日	平成29年6月20日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②業務の概要	〈制度内容〉 障害者総合支援法等の規定に則り、受給者の申請管理、支給決定処理、通知書発行、支払管理、統計処理等を行う。 〈事務内容〉 1 自立支援給付業務 1-1 介護給付・訓練等給付業務 1-2 計画相談支援業務 1-3 地域相談支援業務 1-4 自立支援医療業務 1-5 補装具業務 2 障害児通所支援業務 3 障害者総合支援給付支払等業務 3-1 サービス事業所等から、請求書、請求明細書等の請求情報等を受領し、事業所、市町村、サービス種類、受給者資格等に関するチェックを行う。 3-2 サービス供給量が受給者の決定支給量を超えていないこと、利用者負担上限月額が正しく管理されていることの確認等を行う。 3-3 請求明細書とサービス提供実績記録票との突合等による妥当性等の確認を行う。 3-4 これらの確認結果により、当該請求書を「支払」、「返戻」のいずれかに決定を行う。 3-5 事業所等への給付費等の支払を行う。 3-6 高額障害福祉サービス等給付費等の事務に個人番号を利用し、当市の障害福祉サービス・障害児（通所・入所）支援・補装具など複数サービスや障害福祉サービスと介護保険サービスの給付情報に関する名寄せを、より正確に行う。	障害者総合支援法及び児童福祉法等の規定に則り、障害福祉サービス及び障害児通所給付に関する受給者の申請管理、支給決定処理、通知書発行、支払管理、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①受給者の申請管理に関する情報照会②受給者の支給決定事務に関する情報照会③受給者の各種給付等に係る所得区分の判定に必要な所得等の要件照会情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	事後	
平成31年3月22日	つづき	※当市では、「3 障害者総合支援給付支払等業務」について、国民健康保険団体連合会（国保連合会）に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）」を提供している。	つづき	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障害者総合支援システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 伝送通信ソフト	障害者総合支援システム統合宛名システム中間サーバー伝送通信ソフト(国保連合会が障害者総合支援審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会等の間で、データの送受信を行うシステム)	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、第1項、別表第一第8項及び第84項、別表第一主務省令第60条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一 第8項、第12項、第34項、第84項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第8条、第12条、第25条、第60条	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の8、9、10、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、109、110、116の項、別表第二主務省令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第55条の2	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の10、11、12、20、53、108、109、110の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第9条、第10条、第10条の2、第14条、第27条、第55条、第55条の2、第55条の3 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116項並びに内閣府・総務省令第七号 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2	事後	
平成31年3月22日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月20日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数いつ時点の計数か	平成29年6月20日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月22日	Ⅳリスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
令和2年7月30日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課総務係 0289-63-2138	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和2年7月15日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和2年7月15日 時点	事後	
令和2年7月15日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和2年7月15日 時点	事後	
令和3年10月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の10、11、12、20、53、108、109、110の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第9条、第10条、第10条の2、第14条、第27条、第55条、第55条の2、第55条の3 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116項並びに内閣府・総務省令第七号 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の10、11、12、20、53、108、109、110の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第9条、第10条、第10条の2、第14条、第27条、第55条、第55条の2、第55条の3 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116項並びに内閣府・総務省令第七号 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2	事後	
令和3年10月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和3年10月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年7月15日 時点	令和3年10月30日 時点	事後	
令和3年10月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月15日 時点	令和3年10月30日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和3年10月30日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和5年11月24日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年10月30日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和6年11月21日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	令和6年11月21日 時点	事後	
令和6年11月21日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	令和6年11月21日 時点	事後	
令和6年11月21日	Ⅳ 8人手を介在させる作業	-	十分である 特定個人情報の入手は、障害者自立支援システムにより行うこととしており、また、対象者からマイナンバーの提示を受けて確認を行っている。そのため、不要な情報の入手が行われることはない。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和6年11月21日	Ⅳ 11.最も優先度が高いと考えられる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である 特定個人情報を取り扱う職員は、国の法令、ガイドラインに基づいたeラーニングを受講している。また、実務においては特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底するなどしており特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	